

議案第197号

和解について（大阪港湾局関係）

土地明渡請求事件、賃料請求事件及び賃料減額確認等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
<p>1 第1事件及び第2事件原告兼第3事件被告 大 阪 市 第1事件及び第2事件被告兼第3事件原告 東洋埠頭株式会社 利害関係人 大阪港埠頭 ターミナル 株式会社</p> <p>2 大阪地方裁判所 第1事件 令和元年(ワ) 第4691号土地明渡請求事 件 第2事件 令和元年(ワ) 第10565号賃料請求事件 第3事件 令和元年(ワ) 第11815号賃料減額確認 等請求事件</p>	<p>口頭弁論の併合がされた次の3件の事件について、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するものである。</p> <p>(1) 第1事件 港区石田3丁目3番2の市有地の一部(以下「第1事件土地」という。)を不法に占有する被告に対し、土地の明渡し及び損害金の支払を求めるもの</p> <p>(2) 第2事件 本市は、被告に対し貸し付けている港区港晴5丁目2番87及び2番88並びに同区石田3丁目3番1及び3番2の市有地の一部(以下これらを「第2事件各土地」という。)に係る各年度の賃料について、それぞれ減免措置を講じていたが、平成26年4月1日以降、減免措置を講じないこととしたところ、被告は、第2事件各土地に係る同日以後の各年度</p>

の賃料について、従前の賃料に相当する額しか支払わず、金 140,902,740 円を滞納しているので、被告に対し、上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

(3) 第 3 事件

原告は、此花区北港白津 1 丁目 1 番 40 の市有地の一部（以下「第 3 事件土地」という。）について、本市との間で賃料を月額金 963,963 円（1 平方メートル当たり月額金 330 円）とする賃貸借契約を締結しているところ、当該賃料が適正価格と比較して不相当となっているとして、本市に対し、平成 26 年 4 月以降の賃料が月額金 686,458 円（1 平方メートル当たり月額金 235 円）であることの確認を求める調停を申し立てたが、これが成立しなかったため、本市に対し、当該調停の申立書が送達された同年 5 月の翌月である同年 6 月以降の賃料の減額がされたことの確認を求めるとともに、当該賃料の減額により過払となる金 18,592,835 円及びこれに対する利息の支払を求めるもの

第 2 和解の要旨

- 1 第 1 事件及び第 2 事件被告兼第 3 事件原告（以下「相手方」という。）は、本市に対し、令和 5 年 1 月 31 日限り、第 1 事件土地を明け渡す。
- 2 相手方は、本市に対し、第 1 事件土地に係る賃料相当損害金として、金 16,680,000 円を支払う。

- 3 本市及び利害関係人は、第1事件土地の一部である1,678.47平方メートルの市有地について、賃料を1平方メートル当たり月額金284円、賃貸借期間を30年、使用目的を利害関係人による駐車場及び資材置場としての使用とする賃貸借契約を締結する。
- 4 本市及び相手方は、第2事件各土地のうち港区石田3丁目3番2の市有地の一部に係る賃貸借契約について、賃貸面積を709.60平方メートルから638.76平方メートルに変更する。
- 5 本市及び利害関係人は、本市と利害関係人との間で締結している港区石田3丁目3番1の市有地の一部に係る賃貸借契約について、対象となる土地の所在地を同3番1内及び3番2内に、賃貸面積を2,924.13平方メートルから3,076.31平方メートルにそれぞれ変更する。
- 6 本市及び相手方は、第2事件各土地に係る各賃料について、1平方メートル当たり、港区港晴5丁目2番87及び2番88の市有地の一部にあつては月額金190円、同区石田3丁目3番1の市有地の一部にあつては月額金234円、同3番2の市有地の一部にあつては月額金245円であることを確認する。
- 7 本市及び相手方は、第3事件土地に係る賃料について、1平方メートル当たり月額金330円であることを確認する。

令和4年11月30日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

土地明渡請求事件、賃料請求事件及び賃料減額確認等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。